

平成30年5月10日

株 主 各 位

東京都豊島区池袋2丁目14番8号

株式会社エヌリンクス

代表取締役
社 長 栗 林 憲 介

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区池袋2丁目14番8号 当社大会議室
3. 目的事項
報告事項 第8期(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策の継続を背景に企業収益の改善や雇用の改善に伴い国内景気は緩やかな回復基調にある一方、世界経済においては、米国の長期金利引上げ等を要因とする、株式相場の世界的下落や円高への動きが加速し始めており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、主力事業である日本放送協会（以下「NHK」といいます。）からの放送受信料の契約・収納代行業務を主とする営業代行業業とチャットシステムを利用したお部屋探しサイトである「イエプラ」の運営およびゲーム攻略サイトである「アルテマ」の運営を主としたメディア事業の拡大に努めてまいりました。

当事業年度の売上高につきましては、営業代行業業において、関東地方、関西地方および九州地方にて新たに7案件を獲得し、また、イエプラおよびアルテマの大幅な拡大を行ったことから、3,958,344千円と前期と比べ903,845千円(29.6%)の増収となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、業務の拡大に伴い従業員数が増加したことから、給料及び手当が1,898,633千円（前期比31.9%増）、賞与が351,946千円（同23.6%増）となり、また、法定福利費を322,296千円（同14.6%増）計上した結果、販売費及び一般管理費の合計は3,642,982千円（同27.7%増）となりました。この結果、営業利益は315,362千円と前期と比べ113,416千円（56.2%）の増益となりました。

営業外収益は7,690千円（同140.0%増）、営業外費用は6,084千円（同165.4%増）となった結果、経常利益は316,968千円と前期と比べ114,111千円(56.3%)の増益となりました。

また、法人税等合計114,278千円（同73.3%増）を計上した結果、当期純利益は202,689千円と前期と比べ65,759千円（48.0%）の増益となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
営業代行業業	3,165,270 千円
メディア事業（イエプラ）	404,792
メディア事業（アルテマ）	370,403

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における当社の設備投資の額は15,895千円であり、主に業容の拡大による新規支店の開設に伴う内装工事および工具、器具及び備品の購入等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 事業基盤の拡大

当社の主力業務は、放送受信料の契約・収納代行業務であり、その主要取引先は、NHK 1社であります。

当社の売上高は、80%以上をNHKに依存している状況にあるため、複数の業務を展開し、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えております。

現在、メディア事業（イエプラおよびアルテマ）を今後の事業の柱とすべく、営業代行事業で培ったノウハウを活用し、当該事業の拡大を行っております。

② 内部管理体制の強化

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、経営体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社の今後の更なる成長において、優秀な人材を適時に採用することは極めて重要であると判断しております。

優秀な人材を採用していくために、企業としての採用競争力を強化しており、また、従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備および運用を進めております。

④ 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育およびコンプライアンス研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑤ 営業代行事業の平均勤続年数の向上

営業代行事業の平均勤続年数は、当社のメディア事業および管理部門社員と比べて短い傾向にあります。

当社では、努力が公平に反映され、モチベーションアップとなるよう社歴・経験・年齢に関係なく、社内基準により昇給・昇格・業績給が得られる評価制度を採用しておりますが、平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、職場環境の改善、福利厚生の実施に努めてまいります。

⑥ 営業力の強化

当社の主力事業は、営業代行業であり、今後も安定した収益を確保していくためには、社員一人ひとりの営業力の強化が必要です。

具体的には、教育研修制度を充実させ、当社独自の営業ツールやマニュアル等の整備を行い、また、サポート部門を充実させ、営業に集中できる環境を構築し、一層の営業力の強化を図ってまいります。

⑦ 事業領域の拡大

強固な経営基盤と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、経営資源の選択と集中並びに事業領域の拡大を推進してまいります。

そのために、当社が今まで培った技術・ノウハウ活用し、成長の期待される市場に向けた先見的なソリューションの企画、開発、事業化等、新しい事業の創出に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第5期 (平成27年2月期)	第6期 (平成28年2月期)	第7期 (平成29年2月期)	第8期 当事業年度 (平成30年2月期)
売上高	1,450,537 千円	2,252,817 千円	3,054,498 千円	3,958,344 千円
経常利益	12,421 千円	50,195 千円	202,856 千円	316,968 千円
当期純利益	9,216 千円	66,891 千円	136,930 千円	202,689 千円
1株当たり当期純利益	4.61 円	33.45 円	68.47 円	101.34 円
総資産	412,521 千円	571,104 千円	893,228 千円	1,283,097 千円
純資産	185,479 千円	252,371 千円	389,301 千円	591,991 千円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成29年2月7日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割および平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	業務内容
営業代行業業	放送受信料の契約・収納代行業務、その他の営業代行業務
メディア事業（イエプラ）	お家探しのウェブサイト「イエプラ」、ポータルサイト「R o o c h」および賃貸不動産の仲介店舗「家AGENT」の運営
メディア事業（アルテマ）	ゲーム攻略サイト「アルテマ」の運営

(8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本社	東京都豊島区
管理本部	東京都豊島区
Media Lab	東京都豊島区
家AGENT池袋本店	東京都豊島区
家AGENT渋谷店	東京都渋谷区
調布支店	東京都調布市
三鷹支店	東京都武蔵野市
世田谷・目黒支店	東京都世田谷区
杉並支店	東京都杉並区
江戸川支店	千葉県市川市
越谷支店	埼玉県越谷市
横浜支店	神奈川県横浜市西区
新横浜支店	神奈川県横浜市港北区
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
大津支店	滋賀県大津市
京都支店	京都府京都市中京区
大阪支店	大阪府大阪市北区
松山支店	愛媛県松山市
広島支店	広島県広島市東区
福岡支店	福岡県福岡市中央区
北九州支店	福岡県北九州市八幡西区
小倉支店	福岡県北九州市小倉北区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
551名	137名増	28歳4ヵ月	2年2ヶ月

(注) 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）244名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式の総数 4,000,000株

(注) 平成30年3月3日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は8,000,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 1,000,000株

(注) 平成30年3月3日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は2,000,000株となっております。

(3) 株主数 7名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
栗林憲介	350,000 ^{千株}	35.0%
栗林圭介	260,000	26.0
株式会社KKインベストメント	200,000	20.0
株式会社ケイアンドケイ	100,000	10.0
前川英人	30,000	3.0
鹿内一勝	30,000	3.0
花井大地	30,000	3.0

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
平成29年1月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき840円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成31年1月19日から平成39年1月18日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	12,400個	普通株式12,400株	3名

(注) 平成30年3月3日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の新株予約権の状況を記載しております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
栗林憲介	代表取締役社長	
栗林圭介	取締役副社長	管理本部長
花井大地	専務取締役	経営企画室長
前川英人	常務取締役	営業統括本部長
鹿内一勝	取締役	マーケティング統括本部長
濱野隆	常勤監査役	
武藤浩司	監査役	山口不動産株式会社取締役
大濱正裕	監査役	弁護士、レイズコンサルティング法律事務所代表弁護士

(注) 1. 監査役3名は、社外監査役であります。

2. 武藤浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 監査役濱野隆、武藤浩司および大濱正裕の3名は社外監査役であります。また、3名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役5名 109,320千円 (うち社外 1名 1千円)

監査役3名 7,800千円 (うち社外 3名 7,800千円)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	濱野 隆	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、12回中12回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	武藤 浩司	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	大濱 正裕	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

18,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

18,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- b. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- e. 「内部通報制度規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
- h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- a. 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理本部がリスク管理の主管部門として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

④ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- b. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

⑤ 当社の監査役への報告に関する体制

a. 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

b. 取締役の報告義務

〈1〉 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

〈2〉 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

- ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
- ・業績及び業績見通しの内容
- ・内部監査の内容及び結果
- ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
- ・行政処分の内容
- ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令または定款違反の事実

d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑥ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営成績および財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

しかしながら、当社は当期純利益を計上しているものの、未だ内部留保が充実しているとはいえ、また、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

将来的には、各期の経営成績および財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日としてとして中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,139,172	流動負債	691,106
現金及び預金	647,079	未払金	19,430
営業未収入金	395,579	未払費用	462,765
前払費用	57,199	未払法人税等	89,492
繰延税金資産	16,427	未払消費税等	84,697
立替金	18,761	預り金	34,719
その他の他	4,125	負債合計	691,106
固定資産	143,924	(純資産の部)	
有形固定資産	21,886	株主資本	591,991
建物附属設備	14,403	資本金	10,000
工具、器具及び備品	7,482	利益剰余金	581,991
無形固定資産	15,008	その他利益剰余金	581,991
ソフトウェア	15,008	繰越利益剰余金	581,991
投資その他の資産	107,029	純資産合計	591,991
出資金	60		
長期前払費用	810		
繰延税金資産	18,362		
敷金及び保証金	87,796	負債・純資産合計	1,283,097
資産合計	1,283,097		

損 益 計 算 書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,958,344
売 上 総 利 益	3,958,344
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,642,982
営 業 利 益	315,362
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3
受 取 手 数 料	1,731
助 成 金 収 入	4,750
雑 収 入	1,206
	7,690
営 業 外 費 用	
支 払 手 数 料	6,084
	6,084
経 常 利 益	316,968
税 引 前 当 期 純 利 益	316,968
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	128,696
法 人 税 等 調 整 額	△14,417
当 期 純 利 益	202,689

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	10,000	379,301	379,301	389,301	389,301
当期変動額					
当期純利益		202,689	202,689	202,689	202,689
当期変動額合計	—	202,689	202,689	202,689	202,689
当期末残高	10,000	581,991	581,991	591,991	591,991

個別注記表

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 … 定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	2～10年
工具、器具及び備品	4～20年

無形固定資産 … 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法 …… 税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 30,085千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	200,000千円
借入実行金	一千円
差引額	200,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,000,000	—	—	1,000,000

(注) 当社は、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っておりますが、株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

未払事業税	7,542千円
未払事業所税	1,474 "
未払労働保険料	137 "
未払社会保険料	7,273 "
減価償却費超過額	6,840 "
ソフトウェア	8,866 "
資産除去債務	2,127 "
その他	1,797 "
繰延税金資産小計	36,059千円
評価性引当額	△1,269 "
繰延税金資産合計	34,790千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、信用調査資料等により取引先の信用力を適正に評価し、取引の可否を決定しております。敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に取り先の財務状況等を把握しております。

営業債務である未払金および未払費用は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	647,079	647,079	—
(2) 営業未収入金	395,579	395,579	—
(3) 敷金及び保証金	87,796	87,795	△0
資産計	1,130,455	1,130,454	△0
(1) 未払金	19,430	19,430	—
(2) 未払法人税等	89,492	89,492	—
(3) 未払消費税等	84,697	84,697	—
負債計	193,621	193,621	—

（注） 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	栗林憲介	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接35.0%	債務被保証	当社不動産賃借に対する債務被保証	(被保証額)28,473	—	—
役員	鹿内一勝	—	—	当社取締役	(被所有)直接3.0%	債務被保証	当社不動産賃借に対する債務被保証	(被保証額)517	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の事務所等の賃貸借契約について債務保証を受けております。なお、当社不動産賃借に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末から各物件の賃貸借期間における支払総額を記載しております。また、保証料の支払いはありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	296円00銭
1株当たり当期純利益	101円34銭

(注) 当社は、平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

重要な後発事象

(株式分割)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成30年3月3日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の割合および時期

平成30年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 1,000,000株

今回の分割により増加する株式数 1,000,000株

株式分割後の発行済株式総数 2,000,000株

株式分割後の発行可能株式総数 8,000,000株

(3) 新株予約権の権利行使価格の調整

	調整前権利行使価格	調整後権利行使価格
第1回新株予約権	840円	420円

(公募による新株の発行)

当社は、平成30年4月27日付で株式会社東京証券取引所JASDAQ市場に上場予定であります。当社は株式の上場にあたり、平成30年3月23日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議いたしました。

(1) 募集方法 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

(2) 発行する株式数 普通株式 300,000株

(3) 発行価格 1,810円

(4) 引受価額 1,665.20円

(5) 資本金組入額 832.60円

(6) 引受金額の総額 499,560,000円

(7) 払込期日 平成30年4月26日(木曜日)

(8) 資金の使途 主にメディア事業の拡大における、アプリ等の開発費用、新規ユーザーの獲得を図るためのプロモーション費用、採用費、支店の開設費用に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月23日

株式会社エヌリンクス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌリンクスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社エヌリンクス 監査役会

常勤監査役 濱野 隆 (印)

(社外監査役)
社外監査役 武藤 浩 司 (印)

社外監査役 大瀨 正 裕 (印)

以 上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

当社のガバナンス強化のため、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	柴 田 幸 夫 (昭和43年7月24日生)	平成4年10月 平成14年5月 平成17年4月 平成19年8月 平成22年6月 平成26年2月	監査法人トーマツ入所 UBS証券会社入社 株式会社ロケーションバリュー取締役 オプトエナジー株式会社取締役 ジン・パートナーズ株式会社代表取締役 (現任) じぶんラボ株式会社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 柴田幸夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 柴田幸夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年にわたり代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくためであります。